

# 地方債制度の概要

沖縄県企画部市町村課

# 1 地方債の定義と機能

## 地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。（一時借入金は地方債には含まれない。）また、地方債を起こすことを起債という。

### <地方債の性格>

- ① 地方公共団体が負担する債務であること
- ② 資金調達によって負担する債務であること
- ③ 証書借入又は証券発行の形式を有すること
- ④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること
- ⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること

## 地方債の機能

### ①財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

### ②住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かつことを可能としている。  
なお、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

### ③一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

### ④国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることなどから、国が行う経済対策も地方財政と一体となって行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

## 2 地方債を起こすことができる経費

### 地方財政法第5条によるもの（5条債）

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。  
ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

1. 公営企業に要する経費の財源
2. 出資金及び貸付金の財源
3. 地方債の借換えのために要する経費の財源
4. 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源
5. 公共施設（学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等）又は公用施設の建設事業及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源

### 特別法等によるものの例

地方財政法第5条各号に規定する経費以外の経費について地方債を起こすためには、別途法的措置が必要である。

- (例)
1. 辺地対策事業債（辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）
  2. 過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別措置法）
  3. 旧合併特例債（市町村の合併の特例に関する法律第11条の2）
  4. 臨時財政対策債（地方財政法第33条の5の2）
  5. 公共施設の除却に係る地方債（地方財政法第33条の5の8） 等

### <地方自治法第230条（地方債）>

普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

- 2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

### 3 地方債の協議制度等



#### 地方債の協議制度

##### 原則（地方財政法第5条の3）

- ① 地方公共団体は、地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。（第1項）
- ② 同意のある地方債に対する公的資金の充当（第8項）
- ③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入（第9項）
- ④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告（第10項）

※ 協議制度では、協議後、同意を得られなくても発行は可能。⇒ 許可制度時代との大きな違い  
ただし、上記②及び③のメリットは得られない。

##### 許可を要する場合

###### ※地財法上の許可（地方財政法第5条の4）

平成18年度に協議制度に移行する際、一定の要件に該当する地方公共団体については、地方債全体の信用の維持等のため、地財法上の許可制度が設けられた。

###### 【許可団体】

- ①元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体
- ②元利償還金の支払いについて遅延のある地方公共団体等
- ③普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体

###### ※健全化法上の許可（健全化法第13条）

平成21年度から、健全化法が全面施行され、財政の再生段階の団体については、健全化法上の許可制度が設けられた。

###### 【許可団体】

財政再生基準（※）を超える地方公共団体

- ※ 実質赤字比率：5%（市区町村は20%）
- 連結実質赤字比率：15%（市区町村は30%）
- 実質公債費比率：35%

## 地方債の届出制度

地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行しようとする場合は、原則として協議を不要とし、事前届出で起債できる制度が導入された。（平成24年度から）

※ 届出により地方債を起こす場合、当該地方債に係る都道府県知事から総務大臣への報告をもって、地方財政法上、地方債を起こす際に必要とされる手続が完了することとなるため、当該報告の日までに予算の議決を経る必要がある。

### (1) 協議不要対象団体

以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体（下線部はH28年度改正点）

- ① 実質公債費比率が18%未満であること（16%未満→18%未満へ緩和）
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 連結実質赤字比率が0であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては400%以下、一般市区町村にあっては350%以下であること（300%以下→400%以下、200%以下→350%以下へ緩和）
- ⑤ 当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額（臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。）が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること。

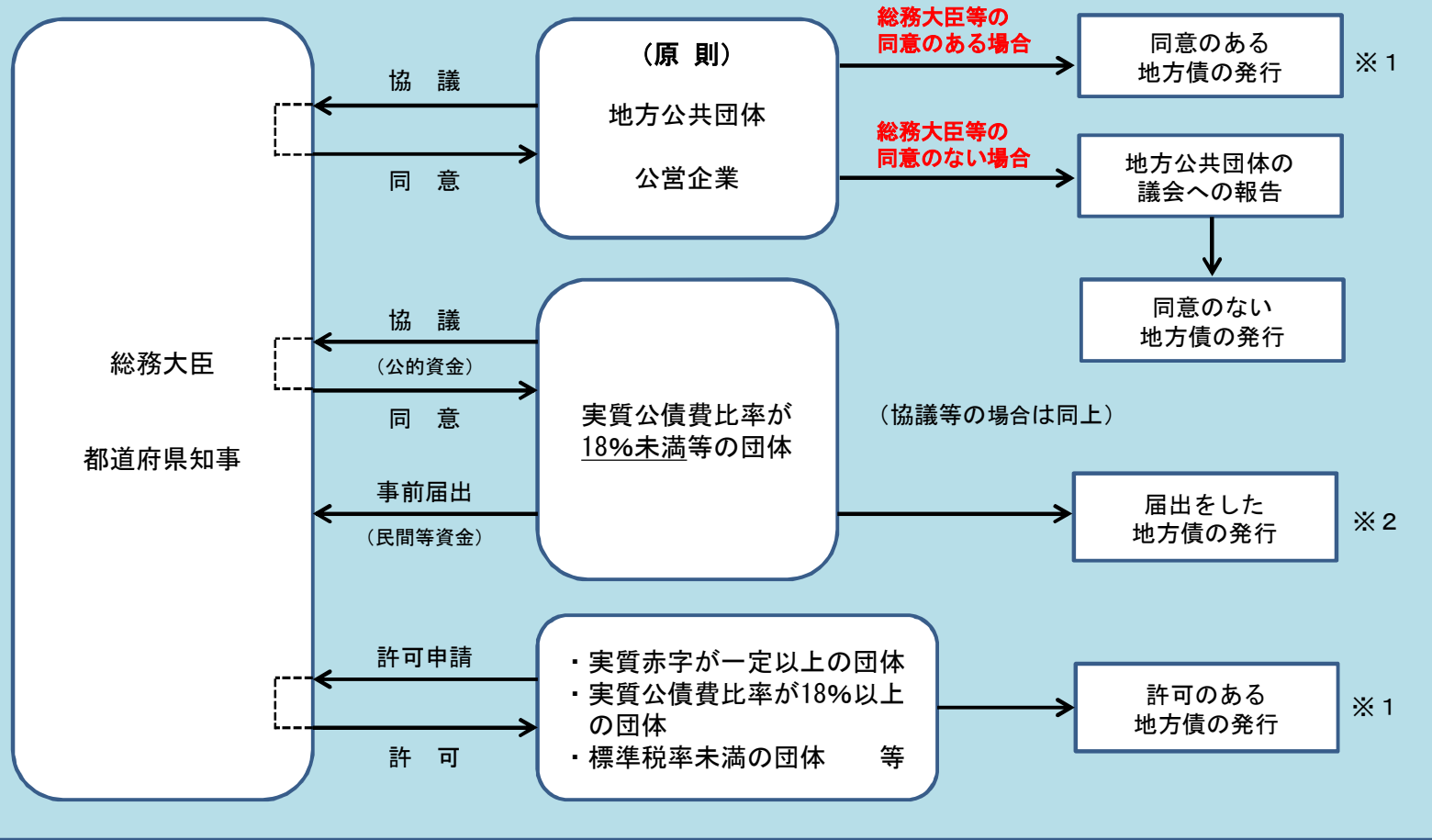
※ 協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間資金債を発行する場合は、協議をしなければならない。

### (2) 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。

※ 地方債制度の抜本的見直しにより、平成28年度から「特別転貸債」及び「国の予算等貸付金債」について、新たに届出制度の対象とされた。

# 概要図（協議・届出・許可）



※1 総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、  
 ・ 公的資金の充当  
 ・ 元利償還金の地方財政計画への算入

※2 届出をした地方債（民間等資金）のうち、協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、  
 ・ 元利償還金の地方財政計画への算入

## 4 地方債発行に対する国の関与の意義

地方債制度は、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点で見直しが行われてきたが、なお、起債に対して国の関与が行われているのは、次の理由によるものである。

### ① 地方債償還財源の補償

個々の地方公共団体が任意に地方債を発行する場合には地方財政計画を通ずる財源保障を行うことはできなくなるため、地方債の発行に当たって予めその償還財源を財源保障制度に組み込むことができる仕組みを設けておく必要がある。

### ② 財政の健全性の確保

地方債は将来に負担を残すものであるため、その適正限度を保持しなければならないが、国の関与を通じて、個々の地方公共団体の地方債発行の適正限度を確保するとともに地方財政全体の適正限度との調整を行う必要がある。

### ③ 資金の需要調整と資金の適正配分

地方公共団体の資金需要を国全体の資金計画の中に織り込み国及び民間の資金需要との調整を図る必要がある。また、地方公共団体の資金調達力には格差があるが、許可又は協議を通じた同意を通じて適正な資金の配分を行う必要がある。

### ④ 一般財源措置との調整

地方債は、地方税、地方交付税等の一般財源を補完するものであるが、公共事業の地方負担に対する財源措置をはじめとして、地方財政措置は地方交付税等の一般財源と地方債を組み合わせ講じられており、財政措置全体の整合性と適正な財源配分を確保する必要がある。

### ⑤ 地方債の信用力の補完

国の関与を通じた償還財源の保障によって、金融機関は地方公共団体の返済能力を個別に審査する必要がなくなり、円滑に地方債の発行を行うことが可能となる。これにより、地方債の信用力が高められ、地方債の保証に準じた機能を果たしている。

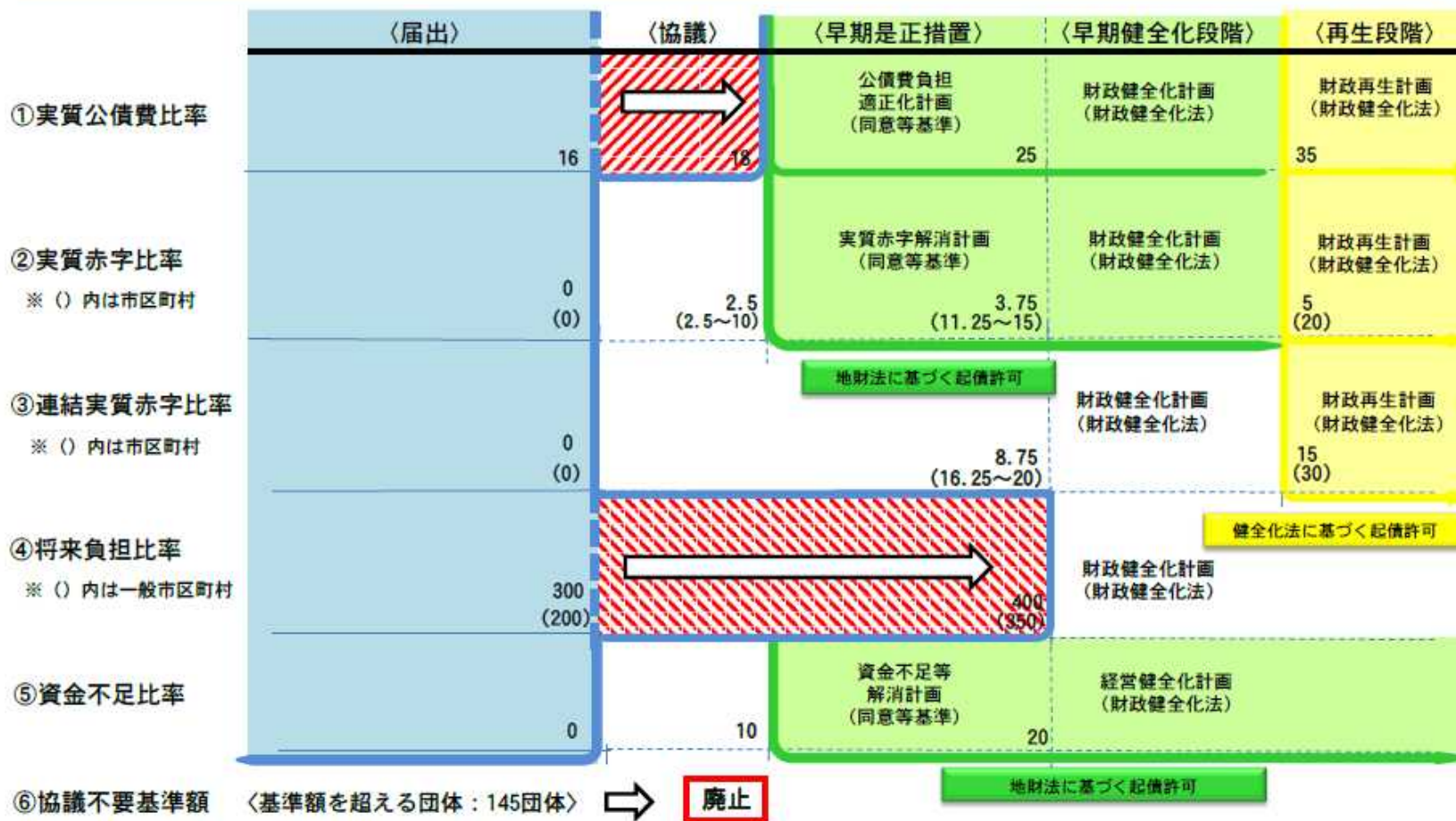
## 地方債についての国の関与の特例

次の地方公共団体は、地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。  
(地方債全体の信用維持等の観点から、地方債の発行が原則自由である協議制度の対象外とされている。)

1. 実質赤字が標準財政規模に応じて段階的に設定された額（赤字限度額）以上の団体  
(地方財政法第5条の4第1項第1号)
2. 実質公債費比率が18%以上である団体（地方財政法第5条の4第1項第2号）
3. 地方債の元利償還金の支払いを遅延している団体や協議若しくは届出又は許可を経ず地方債を起こした団体、不正行為を行った団体のうち、総務大臣が指定したもの  
(地方財政法第5条の4第1項第3号、第4号、第5号及び第6号)
4. 資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上である公営企業を経営する団体が、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こす場合（地方財政法第5条の4第3項）
5. 普通税のいずれかの税率が標準税率未満である団体が、地財法第5条第5号（建設事業費）に規定する経費の財源とする地方債を起こす場合（地方財政法第5条の4第4項）
6. 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体



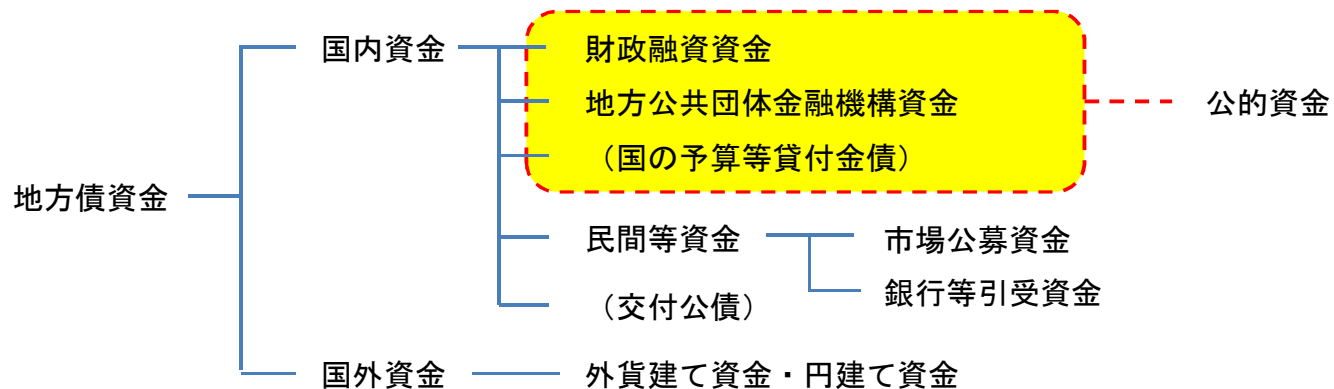
## 協議不要基準、地財法早期是正基準、早期健全化基準、再生基準の比較



廃止

※斜線部分：平成28年度改正点

## 5 地方債の資金



公的資金	財政融資資金	国が財政投融资特別会計において国債（財投債）を発行し、市場から調達した資金を原資として地方公共団体に貸付けを行うもの。
	地方公共団体金融機構資金	全ての地方公共団体が共同で設立した地方公共団体金融機構が起債市場で債券を発行して調達した資金を原資として地方公共団体に貸付を行うもの。
民間等資金	市場公募資金	地方公共団体が起債市場で債権を発行して公募により調達する資金。
	銀行等引受資金	地方公共団体が金融機関や各種共済組合等から借り入れる資金。

## 6 地方債計画と地方債同意等基準等

### 地方債計画

#### 地方債計画の性格

地方債計画は、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類であり、国の予算、財政投融资計画及び地方財政対策等を踏まえて策定される。

#### 地方債計画の役割

##### ①地方債同意・許可の量的基準

地方債計画は、「協議において同意又は許可をする地方債の予定額の総額」等に関する書類であり、国が地方債の同意又は許可を行うに当たっての運用上の量的基準となる。

##### ②所要資金の確保

地方債が、社会資本整備を進めるために欠くことのできない貴重な財源であることから、地方債計画の策定を通じて地方債の原資を事業別に予定しておき、地方債計画に掲載された総額について、国として資金を確保している。

##### ③地方公共団体の財政運営の指針

地方債計画における普通会計分の事業別内訳の合計額は、地方財政計画に計上された地方債の総額と合致するものであり、また、両計画に計上された臨時財政対策債についても双方合致するものである。

### 地方債計画と関係する他の計画

#### <財政投融资計画>

財政政策の一環として国が行う長期の投融资活動である財政投融资の全体像を示すために、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第5条の規定に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出する計画

#### <地方財政計画>

地方交付税法第7条の規定に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出するとともに一般に公表するもので、地方公共団体の普通会計における歳入歳出総額の見込額である。

## 地方債同意等基準

### 地方債同意等基準の意義・役割

地方債同意等基準は、地方財政法第5条の3第11項の「総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議における同意並びに次条第1項及び第3項から第5項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第13条第1項に規定する許可をすることがどうかを判断するために必要とされる基準」として定められており、同意、許可に当たっての基本方針を規定しているものである。

### 地方債同意等基準の内容

- ・地方債同意等基準の策定方針
- ・地方債協議等のスケジュール
- ・協議団体に係る同意基準
- ・事業区分ごとの対象事業
- ・簡易協議の手続
- ・許可団体に係る許可基準
- ・財政再生団体に係る許可基準

## 地方債同意等基準運用要綱

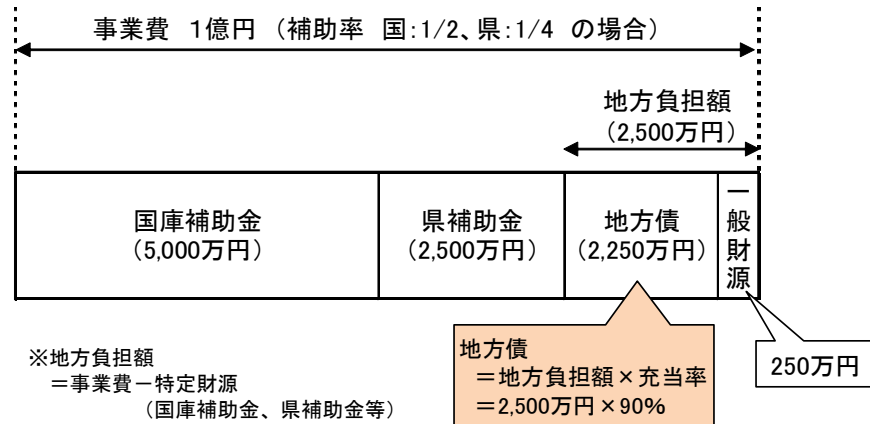
地方債同意等基準運用要綱は、同意等基準に基づく手続のうち簡易協議等手続、早期協議等手続、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定している。

## 地方債充当率

地方債充当率とは、「地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率」のことをいう。

### ※地方債充当率の一例

< 地方債充当率90%の場合 >



## 地方債に係る関係法令等

### 地方債関係

- 地方財政法（昭和23年法律第109号）
- 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- 地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）
- 地方債の総合的な管理について（通知）  
（平成21年4月14日総財地第115号総務省自治財政局地方債課長通知）（平成26年4月1日総財地第80号により一部改正）

総務省告示等	根拠法令
平成31年度地方債計画（平成31年総務省告示第174号）	地方財政法第5条の3第11項 地方財政法施行令第20条第1項・第3項
平成31年度地方債同意等基準（平成31年総務省告示第173号）	地方財政法第5条の3第11項 地方財政法施行令第20条第2項
平成31年度地方債同意等基準運用要綱 （平成31年4月1日総財地第75号・総財公第39号・総財務第43号 各都道府県知事・各指定都市市長あて総務副大臣通知）	
平成31年度地方債充当率（平成31年総務省告示第175号）	地方財政法第5条の3第11項 地方財政法施行令第20条第4項
平成31年度地方債に係る質疑応答集について （平成31年4月1日事務連絡総務省自治財政局地方債課通知）	

### その他の関係法令

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）